

指定管理者の指定の一部変更及び 箕面市立障害者自立支援センター条例の一部を 改正する条例の改正について

- ◆ (仮称)ワークセンター小野原(生活介護施設)については、令和4年4月1日の開所を予定していましたが、開設に対する地元の理解を得るために、引き続き丁寧な説明が必要となっています。
- ◆ このため、一定の期間が必要であることから、「箕面市立障害者自立支援センター条例の一部を改正する条例」の施行期日を改正し、現指定管理者の指定管理期間の始期を令和14年3月31日までの間において規則で定める日に変更します。
- ◆ これに伴い、あかつき園の建替え手法を再検討する必要があるため、現指定管理者の指定管理期間を「令和4年3月31日」から「令和5年3月31日」に1年間延長します。

1 箕面市立障害者自立支援センター条例の一部を改正する条例の改正

- ・ 条例の施行期日((仮称)ワークセンター小野原の供用開始の日)を変更します。
(変更前)令和4年4月1日
(変更後)令和14年3月31日までの間において規則で定める日

2 現指定管理者の指定管理期間の延長

①(仮称)ワークセンター小野原

(1)指定管理期間

(変更前)令和4年4月1日から令和14年3月31日

(変更後)供用開始の日から10年間

(2)指定管理者 社会福祉法人大阪府社会福祉事業団

(3)指定管理料 供用開始の日から発生

②あかつき園及びワークセンターささゆり

(1)指定管理期間

(変更前)平成22年4月1日から令和4年3月31日

(変更後)平成22年4月1日から令和5年3月31日

(2)指定管理者 社会福祉法人あかつき福祉会

(3)指定管理料 44,194 千円(令和4年度) ※令和3年度と同額